

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社来田材木店
主たる営業所の所在地	兵庫県淡路市
許可番号	兵庫県知事（般－２９）第８０１３９５号
許可を受けている建設業の種類	建築工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和２年３月２３日
根拠法令	建設業法第２９条第１項第２号（同法第８条第７号該当）
処分の内容	<p>建設業法第２９条第１項第２号に基づく建設業許可の取消し</p>
処分の原因となった事実	<p>株式会社来田材木店の元役員（令和元年１０月２６日辞任）が刑法６０条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律２５条１項１４号、同１６条により令和元年１０月１０日に懲役１年４月、執行猶予３年、罰金４０万円の刑を言い渡され、同年１０月２５日にその刑が確定し、その日から５年を経過しない。</p> <p>このことは、建設業法第２９条第１項第２号に該当すると認められる。</p>